

## 会 議 録

会議の名称	第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会			
開催日時	令和5年(2023年)5月25日 開会13:00 閉会15:00			
開催場所	つくば市役所 本庁舎2階 職員研修室			
事務局(担当課)	政策イノベーション部 科学技術戦略課			
出席者	委員	坂下座長、落合座員、鯉沼座員、鈴木座員、橋本座員、平山座員、藤光座員、水町座員		
	事務局	政策イノベーション部 稲葉次長、中山戦略監 政策イノベーション部 科学技術戦略課 前島課長、大垣課長補佐、高橋課長補佐、中村係長、東泉係長、岡崎研修員		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 3名
非公開の場合はその理由	-			
議題	(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について (2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて			
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について (2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて 3 その他 4 閉会			

## 1 開会

事務局（前島課長）：ただいまから第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を開会いたします。開会に当たりまして橋本座員が今回初めての御出席ですので、一言御挨拶をお願いいたします。

橋本座員：橋本と申します。前回仕事の都合で参加できず、本日初めての参加となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局（前島課長）：事務局の体制について、組織改編に伴いPIAを担当しておりました「スマートシティ戦略課」と「科学技術振興課」が統合し、4月から「科学技術戦略課」と課名が変更になりました。つきましては、つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項につきましても、担当課の記載が変更となりますので、資料をお配りしております。

続きまして事務局の職員を御紹介いたします。

### [事務局紹介]

ここからつくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項の規定に基づき、座長に進行をお願いしたいと思います。坂下座長、よろしくをお願いいたします。

坂下座長：本日、皆さん御参集いただきましてありがとうございます。本日の議事は2件ございますので、よろしく申し上げます。また、会議の公開・非公開についてですが、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例によって、法令又は条例で定めがある場合を除いて原則公開になります。本日の懇話会は、非公開事由に該当しませんので、公開で進めて参りたいと思います。また、会議記録のために事務局において写真を撮影しますので御了承ください。次に本日配付資料の確認です。本日の配付資料一覧がありますので、御確認いただき、過不足がある場合には事務局までお知らせください。

## 2 議事

### (1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について

坂下座長：それでは本日の議事に入ります。最初に、(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について進めてまいります。水町座員は姫路市、西宮市のPIAの取組に関わってこられた御経験をお持ちですので、水町座員から姫路市・西宮市の事例について、まず御説明をお願いできればと思います。

水町座員：今日は10分程度で姫路市と西宮市のPIAについてお話しします。PIAという言葉だけ聞いたことはあるが、実際の評価のイメージが持ちにくいという方が、結構いらっしゃるのではないかと考えております。また、自治体におかれましては、特定個人情報保護評価を既に長年実施済みではありますが、特定個人情報保護評価の趣旨の理解が難しく、理解が浸透していない部分もありますので、特定個人情報保護評価書とはまた違う観点からPIAをご紹介します。今画面表示いただいているのが姫路で実施したPIAです。マイナンバーに関しては、法律上の義務で、全自治体が特定個人情報保護評価というマイナンバーのPIAを実施していますが、マイナンバー以外については特に法律上実施義務がないので、任意でやりたい自治体が行う形で進められていますが、事例は非常に限られています。姫路で平成30年に先進的なICTの取組を総務省の実証事業で行った時があり、それに対して私の方でPIAを実施したものが今映っているものになります。PIAは、個人情報を取り扱う何らかの取組に対して、プライバシーへのリスクがどんなものがあり、それを防止したり、軽減したりするためにどういう措置をとるのかという説明がPIAになります。姫路では分析基盤を作っていて、自治体は例えば住民基本台帳データ、子育てデータ、学校情報、健診情報と様々な業務上のデータを持っています。それを分析することで、根拠に基づく政策立案(EBPM)を実現するための分析基盤を総務省実証事業で構築しました。分析基盤というプロジェクトに対して、どういう効果を狙って何の目的で行って、それに

伴うリスクはどのようなものがあって、それにはどういう対策をしているのかということをしてPIAでやっています。その要約がこのページでして、分析基盤に取り込むデータは、個人情報が多量に多い。そこで個人情報に対するリスクを軽減するために、いろいろな措置を講じていて、主なポイントを5点まとめられています。姫路の場合は、個人情報から名前等を削除して、ぱっと見ても誰かわからない状態に加工したものを分析基盤に格納しています。また、市役所職員が自身の業務に必要な範囲に限り、その加工した情報をもとに統計処理して、生情報は見られない状態になっている。目的としては、分析結果をもとに政策立案・課題解決・住民サービス向上等を検討して、より良い行政を目指す。さらにこれを行うのは、地方公務員法上、守秘義務を負う市役所職員であって、守秘義務違反等には刑罰や懲戒処分が課されます。⑤がセキュリティ対策の話で、インターネット分離環境やその他セキュリティ対策を講じているというポイントをまとめています。要は、根拠に基づいて、エビデンスに基づく政策立案をしたいが、そのために元となるデータが必要である。ただ、個人情報をそのまま使う必要はないので、名前等を削除し、かつ、生の情報でなく統計処理した情報を扱い、かつ、統計情報を扱うのも市役所職員で、法的に守秘義務を負っており、セキュリティ対策も庁内の他の取組に準じて厳重な対策を行っているというものです。分析基盤のイメージとして、例えば、住民基本台帳データという住民票の元となるデータがあり、それを基にして例えば次のような分析ができます。市内の総人口ももちろん把握しており、出生数・転入転出・死亡者数、その推移、どこから引っ越してきたか、どこへ引っ越していくかという情報ももちろん持っています。それを統計分析することで、5年前に比べて今どうか、1年前に比べてどうか、5年後はどうなるのか等の様々な検討ができる基礎データをもとに政策を検討したいというものです。個人情報の取扱いというよりは「何かをやりたいからこういうプロジェクトを進める」という前提がわからないとなかな

か理解が難しい。このPIAでは、こういう分析基盤であり、期待される効果としてはこのようなことがあるということをまとめています。17ページからPIAの本質的な部分になりまして、「7 個人情報を不正に外部提供等されないか」とかいうのがプライバシーリスクです。要は、分析基盤でEBPMが実現されるというのはわかるけれども、個人情報が元なのできちんと扱ってほしい、個人情報に対して何かリスクはないのか、どんなリスクが考えられるかという観点から見出しに書いています。まず、個人情報が不正に覗かれ外部提供されないということに対して市が講じている措置というのを下に書いています。例えば、「個人情報が漏洩しないのか」に対して措置が書いてあります。統計という名のもとに個人情報が出まったり、加工が不適切だったりということはないかというのがこのスライドになっています。FAQに近いような形で、プライバシーリスクと対策をまとめています。

次に、西宮を御紹介します。西宮が同じような取組でJ-Storageを実施しています。姫路の場合は私の方でPIAを実施しましたが、西宮市自身で、個人情報保護評価とマイナンバーのPIAを基にした評価を実施いただいていたので、それに加えて私の方で意見を出したというものになります。取組概要、全体像、個人情報のポイント、私のコメント等をまとめています。西宮のものが、マイナンバーPIAを基にしているので、つくば市の職員の方におかれましてはそちらの方がイメージしやすいかと思います。ただ、私が作っている西宮のコメントも姫路のPIAも基本的にはマイナンバーPIA 特定個人情報保護評価書と項目や内容はほぼ一緒です。マイナンバーPIAの評価書の項目は私が内閣官房にいた時に作っていて、マイナンバーPIAは少し字が多すぎるといった問題があったので、それをビジュアル化した資料がこちらです。市の職員の方におかれましては西宮の全項目評価書を見ていただいた後に姫路のPIAを見ていただくと、対応関係がわかりやすいかなと思います。私からは以上です。

坂下座長：御説明ありがとうございました。またその他の自治体の取組につきましても、資料1の他市の事例、加賀市・加古川市に、まとめられておりますので、御参考までに御覧ください。今の水町座員からの説明や資料1の事例を踏まえて、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。平山さん  
お願いします。

平山座員：市民目線で質問させていただければと思います。先ほど匿名化した状態でデータ分析をされているとお話があったかと思います。そもそも論として、何人ぐらいが住んでいて、どういうところに転出したかという先ほどの分析結果の情報であれば、究極的にはその市の内部で議論するのであれば個人情報そのまま匿名加工化しないで使っても普通の業務ではないかと一般的に考えてしまいそうなのですが、あえてそこはそういうふうにしなないといけないというのは何かあるのでしょうか。

水町座員：別にPIAをしなきゃいけないものでもないですし、匿名加工化や仮名加工化する法律上の義務はないですが、対策としてより良いということですよ。また、もう1つ要素を挙げるとすると、例えば子育て・健康支援など、市役所職員の方の自分の業務範囲内のデータであれば、元々生情報は見られるのでよいのですが、自分の業務範囲のデータではない関連データを横串で刺して、その方を取り巻く状況を踏まえて政策を考えたいという時に、自身の業務データ以外も分析した方がよいことがある。その時に自分の業務のデータ以外の生情報が見られてしまうと、統計分析の場合は生情報はいらないので、リスクを取ってまで生情報に触れる必要はないと市の方でそういう御判断をされたということですよ。

平山座員：ありがとうございます。今回のように匿名加工化した情報であれば、例えば西宮市や姫路市が、民間の企業と一緒に情報分析しようとした時に基本的には外に出しても差し支えないようなデータになっているという理解でよろしいでしょうか。

水町座員：外部提供はまた別に問題がありまして、やはり仮名加工情報の外部提供は結構リスクがありますし、匿名加工情報であってもいわゆる行政機関等匿名加工情報制度に則るかどうかもあります。統計情報であればそういうリスクはどんどん落ちていくのですが、例えばこの地域の方は健康リスクが高い、地域差別に繋がりがねないセンシティブな統計情報を外部提供すると、個人情報リスクとはまた違うリスクが出てきますので、市の中と外では検討の重みと要素が違うかとは思っています。

平山座員：ありがとうございます。

坂下座長：他の方はいかがでしょうか、落合座員。

落合座員：具体例を見ていくのは参考になる部分があると思っておりました。

2つの事例を担当された中で、何かこの辺は難しいなと思った部分や悩まれた部分がありましたら、ぜひ御共有いただけると参考になるかと思いました。

水町座員：ありがとうございます。2点ありまして、1点目がPIAの前に条例等の法令解釈が難しい場合があります。つくばにおかれても、スーパーシティの検討に当たってPIAももちろん大事ですが、PIAの前に法令適合が求められますので、その検討をやった上でという話になると思います。その法令適合性の確認に当たって、姫路の場合も悩ましい部分や国との調整もあり、つくばにおかれても法令適合性を確認する十分な時間をもって御検討いただいた方がいいかと思えます。2点目は、市民委員の方にぜひお願いしたいと思うのですが、さっき私が示したPIAの例では、見出しがプライバシーリスクで、下の方に対策が書いてあると申し上げましたが、そのプライバシーリスクを考えつのが、我々では結構難しい場合があります。やはり様々な方の素朴なこのプロジェクトに対して、私の個人情報は大丈夫だろうかというその素朴な観点で見ていただきたいと思えます。

坂下座長：他に御意見ある方はおられますか。鈴木座員お願いします。

鈴木座員：御説明ありがとうございます。ホームページも見たのですが、こう

いった個人情報リスクのPIAが行われて、それを市民が知る方法として、ウェブやオンラインでどのように公開されていて、「市民が知りたいな」と思った時はどのように知る方法が準備されているのでしょうか。

水町座員：ホームページで公表されておりますので、内閣府の外局である個人情報保護委員会のホームページ上で、マイナンバーPIAについては全評価書が国のサイトですべて見られて、検索もできるようになっています。その他自治体におかれては自治体ホームページで公開されていたり、自治体によってパブコメにかけたりしますので、広報紙や市民センター等に掲示があるなど自治体によっていろいろやっていると伺っています。

鈴木座員：ありがとうございます。やはり個人情報保護委員会のサイトでみるということですね。

水町座員：そうですね。姫路や西宮はそれぞれのサイトでも公開されています。

鈴木座員：わかりました。これはここに書いてある項目が大事かと思ったのですが、水町座員がおっしゃる市民目線というのは、公開されている情報のリスク対策を考えるのが難しいという話なののでしょうか。

水町座員：リスクさえわかればこういうリスク対策をすればよいというのは、専門家や技術者や市の方で考えられますが、我々はその業務につかりすぎてしまって何がリスクかが少し一般感覚と乖離している可能性があるのも、そういう意味で素朴な意見が出づらいついていところがあります。

鈴木座員：なるほど。一般的にありそうなリスクが何となく網羅されているように見えますが、私もこういう書類を見るのに慣れているので、そうかなという感じですが、おそらく市民が [ppc.go.jp](http://ppc.go.jp) にアクセスして、私は「日本国民に対する生活保護に準じた外国人保護事務に関するPIA」を見ていますが、なかなか難しいというのを感じたところでした。試しに「マイナンバー 姫路 プライバシー」と検索してもなかなか出てこないのも、このPIAをやるとともに、どうやってそのPIAの結果を住民の皆さんに説明して、それをわ

かりやすくするかということも、システム的にはこの個人情報保護委員会のサイトが良いと思いますが、何かその点についても考えたいなと思いました。

水町座員：一点補足させていただくと、マイナンバーPIA は個人情報保護委員会のサイトで公開されていますが、スーパーシティや姫路の例のように、自治体が義務でなく任意で行うものは個人情報保護委員会のサイトでは基本は公開されないと思います。マイナンバーPIA の検索サイトには出ない。市から国に交渉いただいて「いい取組をやっているので国のホームページに掲載してもらえませんか」と言わないと難しいかもしれません。マイナンバーのPIA と普通の個人情報の形とは少し位置付けが違ってしまうというところがあります。

鈴木座員：なるほど。その辺も市民目線からするともうわからない。当然で言えば個人情報保護委員会のサイトに行ったら、僕がつくば市民でつくば市のプライバシー評価書を見に行った時に個人情報保護委員会のサイトにいったら、何か違うことのように見えてしまう気がします。どうやって伝えればいいのでしょうか。

水町座員：そうですね。ただ評価実施者がつくば市となっていれば、つくば市ホームページでも公開されればよいと思います。また、国の入口が多くあった方が様々なアクセスがある。つくば市のホームページしか見ない方ももちろんいらっしゃいますが、国のサイトしか見ない方もいらっしゃいますし、検索しかない方もいる。つくば市のホームページだけでなく国のホームページや様々なページからリンクが貼ってあった方がアクセスはしやすいかと思います。

坂下座長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。今のところ一つ目の議題の水町座員の話は、自治体や国というのは、私たち市民に有無を言わず個人情報を取っていく。その中で、マイナンバーは一生変わらない番号になりました。その取扱いの透明性を高めるために法律で決めて、この評価書

を書いて、個人情報保護委員会が責任を持って公開をするとしていて、その評価書は上がってきています。今回西宮の事例を水町座員に御解説いただきましたが、この統計データで使うというのは、予防のためにデータを使うという観点です。予防のために使うデータなので、部局横断してデータを使っていくこととなりますが、その時に市民の方々の知られたくない部分、「これは私のプライバシーだ」と言われる部分の最低限は守りますということで評価を行ったので、それは個人情報保護委員会の方では見るものではないので、市のホームページで公開をしている。ただ、鈴木座員がおっしゃったように、このリーチする距離は、市民はとても遠いところにある。ただ今回水町座員がおっしゃったように、法令の整合性を見るのと同時に、どうやって市民に伝えていくかも、スーパーシティの中では考えていただくことになるのではないかと思います。では時間も迫っておりますので、次の議題に進みたいと思います。

## (2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて

坂下座長：続いて「(2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的・用語の定義・適用範囲のイメージについて」に移ります。まず考え方がないと議論ができませんので、世界経済フォーラムが事務局を務めているG20 Global Smart Cities AllianceでPIAに関する海外の先行都市の事例をもとにモデルポリシーを作成されていますので、内容について平山座員から説明お願いいたします。

平山座員：はい、ありがとうございます。モデルポリシーのデータを御覧ください。モデルポリシーとは何かについて前回の会議でも私どものメンバーから少しお話をさせていただきましたが、本日はもう少し細かく実際のモデルポリシーはどうなっているのか、眺めていただければと思います。最初に、最

後のページを見ていただければと思います。そもそもこのモデルポリシーが  
どういうものかを簡単に御説明させていただきます。執筆者代表に Kelsey  
Finch と Michael Mattmiller という 2 人の名前が載っています。Michael さ  
んについては肩書きが Microsoft の Director of Government Affairs となっ  
ていますが、実はこの方が元々シアトル市の CTO (Chief Technical Officer)  
で、いわゆる自治体出身でシアトル市の PIA を主に作られた方です。Kelsey  
さんは、Future of Privacy Forum というアメリカのプライバシー保護を進  
めるような団体の当時のトップです。当時この 2 人が中心になってこのモデ  
ルポリシーを書き上げられました。Task Force Members と下にありますがこ  
こが非常にユニークな構成になっていて、例えばアメリカのいわゆる標準化  
団体の NIST (National Institute of Standards and Technology) という組  
織のプライバシーポリシーのアドバイザーの方、また、この後つくば市さん  
の資料にも出てきますがトロント市でプライバシーやセキュリティの問題が  
顕著に有名になり、Sidewalk Labs という Google の傘下の子会社のプロジェ  
クトに参加されていた Eugene さん、その上に Helpful Places と記載のある  
当時 Sidewalk Labs にいた Jacqueline さん、ウェリントン市の市議会の方々  
など、いわゆる自治体の職員だけでなく、大学の専門家、政府機関等の方々  
と一緒に作ったものとお考えいただければと思います。最初のページに戻り  
まして、背景としてなぜ PIA ポリシーをやるのかといったことが書いており  
ます。ここから読んでいくと長くなってしまいますので次のモデルポリシーの  
objectives/目的から少し内容を読んでいければと思います。「市は必要なサ  
ービスを提供するために情報収集することと、特に革新的なスマートシティ  
技術を導入する場合には、市民のプライバシーを保護することとの間に公正  
なバランスを目指すように努めなければなりません。プライバシー影響評価  
(PIA) は不可欠なプライバシー評価ツールです。PIA は収集から廃棄に至る  
までのデータライフサイクル全体を通して、プライバシーリスクを特定し管

理するための一連のプロセスで構成されています。」とあります。今朝のニュースで御覧になった方がいらっしゃるかもしれませんが、自治体に限らずですが、コロナが増えてきた時に体温を測るカメラが様々な入口に置いてあり、今回5類に変更されたことでほとんど入口からなくなって撤去されている。実はそのカメラが今オークションに数多く出回っているそうなのですが、オークションで購入した人たちから中にデータが入っていますという問合せが増えている。要は、おそらく設置者も知らなかった機能で、ピッと体温が出た時に、実は写真を撮られていて、その写真が2021年ぐらいからずっと何千件の撮られたデータが入ったままオークションに並んでいるという状況です。これはある意味ではプライバシー侵害に当たる可能性が出てきますが、そもそも設置者もそれを知らないという状況になります。もし仮に企業や自治体がPIAをやっていたら、まさにここに書いてあるデータのライフサイクル全体を通して、つまり使い終わったらどう廃棄するのかまで含めて事前チェックできていれば、そういった事故が防げたわけです。そういったことを行っていないとまさにリスクが顕在化してしまうということで、もちろん適切にそれが管理されていれば、そういうふうにならないわけですが、そういったリスクがこれからどんどん出てくる。昔であれば、デジタルのカメラで撮るということがなかったので、設置者も悪意があってやっているわけではないのですが、そういった事故をなくすためにもPIAをしっかりやっていくべきだということで書かれています。「スマートシティにおける技術の取得や使用に先立ってPIAを実施することは、透明性と説明責任を高め、市民の信頼を支え、潜在的なプライバシー侵害を回避し、コンプライアンスを改善して法的リスクを軽減します。PIAの実施によってデータや技術に関し、市職員、そのパートナー、市民による、より確かで一貫した意思決定を可能にすることができます。」と書いていまして、まさにここの透明性（transparency）と説明責任（accountability）です。様々な取組を自治体

や企業が行おうとするわけですが、結局何がわからないかというところ、まずそこに透明性がない。先ほど鈴木座員がこれを調べるかという話をされていましたが、どんなにPIAをやっても、結局それが見られていなければあまり意味がないといっっては少し語弊がありますが、なかなかそれは市民に対して伝わりません。どうやったら見ていただけるかというところが非常に肝になってくる。例えばこの「目的」の最後の具体的な事例の2番目にある [assets.publishing.service.gov.uk](https://assets.publishing.service.gov.uk) のアドレスをクリックいただくと「Consultation Principles 2018（大原則）」とあります。2018年に作られたこういったペーパーに関する原則ということで書かれており、Consultations should be clear and concise、つまり非常にわかりやすくなければいけないとあります。先ほど先生方がおっしゃったように小さな字でいっぱい書いてあるものを人々が読むかというところ、専門用語を羅列しているとそれだけで読まなくなってしまったりする。そういったことはある程度大事ですが、いかにより簡潔にしていくかも含めて、しっかり作り込む必要があると書かれています。また、「PIAの基本要件」で書かれているのは、組織の価値観とリスクです。「都市はPIAプロセスにおいて、特定の技術やサービスが評価される際の公共の価値、優先順位、プライバシーの原則を明示的に示すべきである」と書かれています。これはまさに、自治体において「何のためにやるのか」ということです。例えば、今すでに日本は比較的便利な社会で、電車時間を調べることなく、駅に行けば数分に1回電車が来るという状態なので、それ以上の利便性というともうあまりないのではないかと思います。車で駅の近くまで行こうと思った方は、駐車場の空き状況は非常に気になるのではないかなと思います。その駐車場の空き状況をオープンにしていくようなことは便利なサービスとして広がるのではないかと思います。これをやるときに、何かプライバシーのリスクがあるわけでもおそれないのではないかと思います。何の目的のために何をやるのかというのは結構

価値観が変わってきます。例えば、前回も少しお話しましたが、仮に洪水等で1週間程度道路がふさがってしまうとしたら、病気の方は1週間薬がないという厳しい状況になるという状況がある際に、薬を備蓄しようという議論があった時には自治体の取り組みとしてやっていいことだと思いますが、その病気を理解した上で薬を備蓄するということになりますと、当然それはプライバシーリスクをはらんでいきます。一方でこれが人口5,000人程度の高齢化率の高い村であると、そもそもその情報がオープンでなくても、村中の人みんな知っている状況は起こりうると思います。こういった状況においてそのプライバシーを守るべきかどうか、その情報を自治体が持つべきかどうかという部分について反対する人も少ないと思います。一方で人口が20万人、30万人という都市になった時、そのすべての方の病気の状況を自治体が先に知っておくのは非常に難易度が高いと思います。このような状況においては、当然その何をやるべきかと価値が変わりますので、その価値を地域ごとにしっかりと認識しておくとか、こういうように決めておこうということが大事になる。その際に、大原則があって、その下にそういった価値が決められていると良いということで具体的な事例として、ニューヨークのIoT Guidelines やシアトルの Privacy Principles 等が出ていて、こういったようなものがあるとよいだろうと書かれています。その下にあるより成熟度の高いオプション、具体的事例にウェリントン市のレポートがあります。これはウェリントン市が実際にやっている Digital Contact Tracing Privacy Impact Assessment Report で、市議会が出しているものです。コロナのときに接触確認アプリのようなものが世界の様々なところでできたのですが、実現するにあたって、どういうリスクがあるのか、リスク評価をした上で、これはやるべきであるというレポートになっています。これは参考ですが、こういった具体的なものを見ながら進めていくと、今回つくば市で作っていくモデルポリシーも非常に参考になるのではないかとということで御紹介を差し

上げました。範囲とタイミングやツールと構成要素については、読んでいただけると理想論と具体的なアプローチ、自治体のアプローチが書かれています。究極的にはこういったものを見ながらつくればできるのではないかと考えています。13 ページに Fundamentals of a Privacy Impact Assessment/PIA の構成要素とありますが、実際につくば市が PIA をやるにあたって、こういった内容がそこに含まれていれば、漏れや抜けがないミッシェーな状態かという、これらの 12 項目について網羅的に書かれていれば、概ね抜け漏れなく議論ができるということでもとめたものになります。特につくば市の中で考えねばならないと思っていますのが、「テクノロジーの使用や説明責任を負う対象である、市の部局やプログラム、パートナーやサービス提供者を特定すること」とあります。これは、8 ページの「4. 役割と責任」のところに、チーフ/シティ・プライバシー・オフィサー (CTO) という言葉が出てきます。プライバシーだけでなく、セキュリティとセットで考えることは極めて重要だと思うのですが、総務省のガイドラインで Chief Information Security Officer (CISO) という肩書きがあり、市の様々なセキュリティの最高責任者ということで、多くの自治体で副市長が任命されています。私は G20 Global Smart Cities Alliance という都市の集まりをずっと見てきたわけですが、その中で実際に副市長にお会いして、「副市長が実際 CISO であることを認識されていますか」と質問すると、少なくとも日本の自治体においては、ほとんどの方が「何それ」という由々しき状況です。CISO という役割あるにも関わらず、その役があることを知らない状況で、これではなかなか市民のセキュリティも守れないなという状況です。おそらくこれからスーパーシティを作っていく上で、このチーフ・プライバシー・オフィサーという役職の方を新しく作るのか、副市長や市長などどなたかが役割を担っていくことになると思いますが、その時に重要なのが、誰の責任でどこまで何をやるのかということがしっかりと定義されている状態でないとなかなか先に進まない

と思います。これがまさに冒頭にお話した、透明性と説明責任というところに繋がってくるのかなと思っています。透明性というのは、先ほど議論もありましたウェブサイトを出すことや見やすい文書を作ること、ワークショップをやっていくこと等、いかに多くの市民に届けるかという部分が重要です。それとともにしっかりと責任の所在を明らかにした上で、こういったものを作っていくというところが重要だということで、このモデルポリシーを作っています。繰り返しになりますが、先ほどここが大事ですと言った13ページの構成要素について、網羅的に記載されてPIAを実施できれば、概ね批判的なものにはある程度耐えられるような内容になるのではないかとこのところが一応グローバルなスタンダードではないかということで御紹介をさせていただきました。以上です。

坂下座長：ありがとうございます。今の平山さんの話をまとめると、最後のこのPIAの構成要素の1から12までの項目に準じたものをつくばの取組の中でもプライバシーポリシーの中に入れていかないといけないという御提案でよろしいですね。ありがとうございます。続けて、事務局の資料2の説明をお願いいたします。

〔資料2、3について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございました。それでは私から少し補足をさせていただきます。そのあと事務局から論点が出ているので、意見交換をしたいと思えます。私の方で作った紙は事前に事務局の方から資料を送っていただいている、市民委員の方もおられるので、なかなかこれは理解するのが難しいと思いたったものになります。

最初のページになぜ取り組むのかについて書いてあります。スーパーシティは住民目線で2030年頃の実現する未来社会を作ることです。なぜ2030年かという、2030年になると8割の都道府県でお客さんが減るからです。病院が倒産しますし、映画館もなくなりますし、それからコンビニエンスス

トアもなくなります。人口 30 万人都市が今 60 ぐらいあると思いますがそれが 10 程度に落ちてしまいますので、集積が経済力だったものを、集積ではなく、デジタルの力を使って経済力を元に戻すというのが、このスーパシティの元々の考え方で、それをやるために政府では、国家戦略特別区域法という法律を作って、その法律に基づいてつくば市が指定されて今取り組んでいるものです。観点として、今資料で、事務局資料で出てきたプラットフォームがありますが、プラットフォームは、これを使うと真ん中にデータ連携基盤、上に行政と移動と物流と医療介護と防犯・防災・インフラとあります。今私たちは個別にみんな伺っています。これが一個の土管で繋がるとデータが相互利用できるようになります。これは良い点と悪い点があります。良い点は、住民の他の課題を他の主体が把握できるようになりますから、サービスのパーソナライズ化ができるわけです。例えば食べているものがわかって、あなたお菓子食べ過ぎですよと言うなどして、是正をするということができるといい面があります。ただ悪い面もあります。この医療データをサービス事業者が活用して生活摂取サービスの広告が送られてくる。例えばあなたはお菓子食べ過ぎだからこれ飲みなさいみたいなものが広告できてしまった時に「うるさいな」と思うのが一般的な消費者ではないかと私は思います。これが悪い面です。

本日水町座員から取り組まれている PIA の話や、平山座員からこういう観点でポリシー考えないとイケませんよという助言があつて、つくば市からはこういう考え方で取り組もうと思いますという回答があつたと思います。この事前の評価が必要なわけは、法令遵守のもとでサービスを行うことはできても、パーソナルデータを利用するサービスにおいては、利用者が「勝手に自身が判断された」という状態は回避しなければなりません。JIPDEC の資料を引用されていましたが、「処理」という言葉が出てきます。「処理」というのは、そのデータを使って、「あなたは算数が苦手です」、「国語が苦手で

す」と判定するということですが、その判定が妥当なものかということですが、この右側にあるのが一般的な場合です。通常のアプリを使う時に利用目的が通知されて同意をしますが、前回の会議で鈴木座員もおっしゃっていましたが、みんな約款を読まずに OK を押すクリックトレーニングをしてしまうのです。データに基づく判断がどうなっているかを私達はわからないままサービスを受けている。様々な広告が来るとは思いますが、あの広告は皆さんが何かのプロファイルに入っていて広告が来ているはずですから、自分がどのプロファイルに入っているかわかっていないと思います。これが左側です。右側の場合には、利用目的の通知をして同意をしてサービス提供しますが、「サービス提供者が法令遵守をしているか」、「セキュリティを守っているか」、「データを渡している人がセキュリティを遵守して法令順守をしているか」、「不当な判断はしていないのか」ということを評価していくのが PIA の中に含まれてくるということです。倫理規定というのはあくまでも理念です。理念ではなくて実定法を作らなければならない。実定法がここの部分になるわけです。最後に、PIA の範囲の試案を作ってみました。この後論点ペーパーがあるので、論点ペーパーで皆さんから御意見いただきたいので、誰かが何か弓を引かないと意見が出ませんから、たたかれ台として作ったものです。先ほどの事務局の資料でプラットフォームがあります。プラットフォームは非常に平易な言い方をすると「土管」です。土管の中はデータが通るだけです。法令が遵守されていてセキュリティが担保されていれば、基本的には大丈夫というのが土管の役割です。一方、その土管を使う人たちである基盤に乗る事業者は、個々のサービスに対して、リスクアセスメントをしなくてはなりませんから、「セキュリティがちゃんとできているか」、「法令をちゃんと守る体制ができているか」、「不当な判断はしていないか」、「わかりやすい通知をしているか」、「苦情相談を受ける窓口はあるか」というのを最低限チェックする必要がある。PIA の範囲というのは、それぞれ

ファクターは違いますけれども、この赤枠の範囲と青枠の範囲でやっていくということになるのではないのかというのが、今日私の方でお出したペーパーになります。おそらく皆さん言いたいことがたくさん出てきたように感じますので、この後は意見交換をしていきたいと思います。事務局の方から机上資料で論点の紙があると思います。事務局で何か御説明はありますか。

事務局（高橋補佐）：今日の御説明を踏まえまして、このような論点で御議論いただければと思ひ用意したのがこのペーパーになります。率直な御意見を賜ればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

坂下座長：挙手でも構いませんし、挙手がなければ、リストの上からどんどん意見を聞いていこうと思ひますがいかがですか。はい、では藤光さんお願ひします。

藤光座員：まずPIAの目的の整理ですけれども、何を我々一番大事にしないといけないのかをセットするべきだと思ひていて、色々とお話伺ってある意味明確かと個人的に思ひていて、住民目線で、住民の方の安心をしっかり担保するというところの理解をちゃんと促して、住民の方が勝手に取られているというわけではなく、理解した上でちゃんと納得して安心をするというところをすごく大事にするというのはいかがかなと思ひました。モデルポリシーもしみじみ目的を読んで、難しいなと思ひたのが、公正なバランスを見いだすように努めないといけないとなっていた。これは難しい表現をしていると私は思ひていて、完全に守るとは書いてない。おそらく100%守るのは、もしかしたら難しい、何事にもおそらく100%はないけれども、それを可能な限りどういうふうにするのかというところの手段の一つとしてしっかりと我々明示して、PIAだけが免罪符になるわけではないと思ひますが、少しのその安心に資するようなものの一つの要素としてしっかりと我々取り組むというのが、目的としてあるといいのかなと思ひました。ぜひこのあたり橋本座員や鯉沼座員にプライバシーを守るという点やプライバシー影響評価におい

て、市に何に気をつけてもらいたいかというところを聞きたいと思います。水町座員もおっしゃったように、どうしてもそれぞれ立場があると、何か素朴な疑問などなかなか言わなかったり、言いにくくなっちゃったりする時もあるかと思います。私はなるべくその素朴にお話をしようと思っていますが、ぜひ市民の立場からもどんどん御意見や思ったことをお話いただけると嬉しいなと思いました。私の意見は以上です。

坂下座長：鯉沼座員、御意見ありますか。

鯉沼座員：最近マイナンバーの個人情報流出のところで少し気になったのですが、データ連携基盤は、どこか国内のメーカーにデータを外注するような管理方法なのか、つくば市内でこういうのをやっていくのかというのが気になりました。

坂下座長：市に対する質問ということでよろしいですね。事務局どうでしょうか。どこかのメーカーがやっているのでしょうか。

事務局（中村係長）：国内では様々なメーカーがデータ連携基盤を運用してまして、デジタル庁でデータを仲介するブローカーと呼ばれる機能が提供されており、それを用いて組み込んだ形でサービスを提供している事業者はいくつかいらっしゃいます。実際に自治体がそういうところを利用する場合は、提供されているクラウドサービスの利用契約、あるいは委託契約といった形になりますし、あくまで事業者にお問い合わせする形になると思いますが、自前で構築することもあるかと思います。

鯉沼座員：様々な業者さんがある中で、もちろんコストの面等もありますが、市民の安心という観点から適切な業者を選定していくというステップを踏んでいくということですか。

事務局（中村係長）：はい、そうなるかと思います。

坂下座長：ありがとうございます。大丈夫ですか、こんなことがあると安心というのはありませんか。

鯉沼座員：誰がどう決めるのかというプロセスが明確になっていると市民として安心かなと思います。

坂下座長：評価というものが入ってくるということですね。オンラインの橋本座員、何か御意見ありますか。

橋本座員：今のところは大丈夫です。ありがとうございます。

坂下座長：こんなことがあると安心というのはありませんか。

橋本座員：今の議論のポイントになっていますが、目的のところは、はっきりどういう目的で使うのかというのを明示してもらいたいなというところと、個人情報やプライバシー情報と扱っていますが、個人情報はイメージがつきますが、プライバシー情報は本当にどこまでを指すのかというところは、あらかじめ明示していただけると安心だと思います。

坂下座長：重要な視点です。鈴木座員お願いします。

鈴木座員：市民目線なのですが、今日の話聞いていて、聞けば聞くほど怖くなるという。要するに、何かやらないほうがいいのではないかとこういうことになる。マイナンバーは漏洩する、私のデータを使われて広告は届く、気がついたら言われたくもないのに病院に行けと言われる。でも、逆に本当はいいことというのたくさんあるので、何かこのいいことだったらこれを我慢するというのをみんなやっているのではないかと思う。高いけど物を買うというのはそういったことだと思うので、リスクばかりではなく目的の中に、許諾を得る方としては自由に今後使えるというとおそらく嬉しい。でも嬉しいことというのが、前回言ったその怖さレベルと逆になっている。要するに怖さレベル4のものは、相当良いことがないとやっぱり嫌だなと思うのですが、相当良いことがあったらレベル4の情報でも開示しようかなとなるのではないかと思う。市民が安心するというのとあわせて、こういういいことがあるから協力して欲しいというリスクの反対側のベネフィットのモチベーションも結構大きいのではないかと思いました。保護する目的は安心のためと

いうのもありますが、例えば、私のこのデータがあると糖尿病の人が一人助かる可能性が出るとなったら、そのリスクはあなた病院行きなさいとメールが来るぐらいであればOKしようかなと。この意義というか、なぜそのデータを使うといいのかについても一緒に伝えられると、本当の意味で判断になる。いいことは書いてなくて、悪いことは我慢してという書類だと考えると、PIAの中でどうやってそのいいことを伝えていくのか、一緒にできたら良いなと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。非常に重要な指摘だと思います。他の座員の皆様、御意見いかがでしょうか。

水町座員：コメントを3点させていただければと思います。1点目が個人関連情報です。どこまでの範囲を対象とすべきかと論点ペーパーにありますが、先ほどの御説明だと全部対象にするかのようにも受け取れました。これは、私としては個人関連情報すべてを義務づけ対象とすることはやめた方がいいと思います。理由としては、個人関連情報のすべてを対象範囲とすることが、物理的に不可能な場合が多いというかほとんど不可能ではないかと思うためです。個人関連情報について、書いていただいたようなCookieとか、端末識別子や位置情報、閲覧履歴、いわゆる個人情報に該当する場合もあるけれども個人情報に該当しない場合もあると整理されているものを評価対象に組み込むということは、非常に評価すべきことでありますし、それ自体はいいことだとは思いますが、個人関連情報の定義として、それだけを指しているわけじゃなくて、ありとあらゆる情報を指しておりますので、現実的に市の中で個人関連情報をすべて特定し切ること自体が、不可能ではないかなと思います。法律上も要は個人関連情報の定義自体はとても広いので、法律上の規制対象は個人関連情報、個人データとして提供し、提供先において個人データとなる場合に限定されておりますので、個人関連情報全体が規制対象にもなっていない。その法律上の定義が、なぜこうなっているかはそれ

自体が規制対象じゃないので、幅広くしておいてもいいというそういう考え方だからだと思います。したがって、個人情報全部というのではなくて、例えば義務づけ対象は個人情報・仮名加工情報、プライバシーに影響を与え得る個人情報については、対象に含めることを推奨というように、義務と推奨を分けたらいかかと思いました。そんな意味で言えば、個人情報に該当しない仮名加工情報も対象から外してもいいとは思いますが。ただこれについては市の方で特定可能ということであれば対象にされてもいいのではないかなと思いました。2点目が、市の資料の10ページですと、データ連携基盤を活用する事業がYesでないと対象ではないというふうに読めますが、11ページではかなり幅広になっていて、この意味はデータ連携基盤を使って、かつ対象情報を使うものについて、11ページに該当することがあればPIAを実施しますということになるのでしょうか。また11ページはかなり幅広で新しい技術、新しい目的、新しいプロセス、データ収集が可能な技術、そういった概念は非常に幅広なので、それが可能なのか、全部を評価対象にしたいということでそうやっていらっしゃるのか、その運用可能性について教えていただければというのが2点目です。3点目は、論点ペーパーの一つ目のリスク低減策を踏まえて市民が主体的に利用選択できる制度ですけども、主体的に選択できるということはPIAがあるだけでは足りずに、これはもう全部同意を取るといような御趣旨なのではないでしょうか、教えていただければと思います。

坂下座長：ありがとうございます。2番目と3番目については市から回答をお願いします。

事務局（高橋補佐）：まずこのフローですが、初期評価をする際の流れとして考えているものでして、我々として先ほど御説明したとおり、PIAの対象とする範囲というものを「データ連携基盤を活用するサービス」ということで考えておきまして、様々な事業がある中で、まずデータ連携基盤を活用する

事業かどうかで Yes/No の判断をします。その中でデータ連携基盤を活用する事業だったとしても、活用するデータ自体がそもそも個人を識別する可能性があるようなデータなのかどうか、そこでまたふるいにかけて、それも Yes になったものについて、チェックリスト等になるのか、具体的評価の方法についてはこれから検討になりますけれども、何らかの評価を行う PIA を実施するといった初期評価のフローとして御説明したものでした。次のタイミングのところについては、先ほどの水町座員からの御指摘のとおり、1 番目で事前にやるというところをタイミングとしてとらえているものと、あとはプロセスに重大な変更が生じた場合や格納されている情報等に何らかの影響を加えるもの、そういった PIA をどのタイミングで実施するのが適切かといったものを、こちら 7 通り書かせていただいておりますが、これらは GSCA のモデルポリシーを参考に、このようなタイミングでやったらよろしいのではないかというところを書かせていただいているものになります。

リスク低減を踏まえて市民が主体的に利用を選択できる制度については、どういったリスクがあるのかというところを確実に情報提供することを踏まえて、そもそも市民が自分の意思として、利用するのかわからないのか、そういったその選択ができるためにどういった事前の情報提供が必要なのか、どういったリスク評価が必要なのか、というところをやり切る必要性があるだろうと考えておきまして、論点として表現させていただいております。我々としては選択の権限はあくまで市民の皆さんにあって、適正に選択するために、どういった情報公開が必要なのか、その透明性・安全性がどこまでのことが必要なのかというところをこの PIA で実現していく必要があるのではないかと思います、このポイントに書かせていただいた次第でございます。

坂下座長：水町座員いかがですか。

水町座員：はい。二点目については、10 ページと 11 ページ両方に該当しない限り、該当するものを評価実施するという趣旨ですか。そうすると、10 ページ

ジに該当するものを 11 ページの 1 で評価し、その後は 2 から 7 に該当した場合、再評価するというのでしょうか。

事務局（高橋補佐）：はい。まず 1 番目は、基本的にどれもやることだと思いますので、PIA を一度実施したものであったり、すでに動いているサービスであったりしても、2 番から 7 番に掲げたような変更などがあったタイミングでも PIA を実施したらよろしいのではないかと書かせていただいています。

水町座員：データ連携基盤を活用する事業は、既に存在しているのですか。

藤光座員：データ連携基盤については、つくば市はもう整備をしているところですが、現状は移動スーパーの位置情報等、完全に個人情報に当たらないような情報しか入れていないです。他方でデータ連携基盤を活用するようなサービスは今後見込まれるだろうということなので、それに備えてデータ連携基盤を活用するような、特にそのプライバシーデータに関わるようなサービスを実際に実施する前に、ここで PIA に関する考え方をある程度まとめたいという趣旨になります。なので、現状ではプライバシーデータを扱うようなデータ連携基盤を活用しているサービスはございません。ただ今後いくつか出てくるだろうということになります。

水町座員：わかりました。ではやはり 10 ページ目を満たしたものが、11 ページの 1 で評価をし、再評価については 2 から 7 ということですか。

藤光座員：おっしゃる通りです。私もそのイメージで事務局からも聞いておりました。

水町座員：その時に、11 ページの 2 は重要な変更ですが、3 の「新しい技術、新しいプロセス」というのが、新しいプロセスの定義にもよりますが、少しでも変更があればという特定個人情報評価と比べてもかなり幅広い概念になっています。

平山座員：これはモデルポリシーから引用いただいたということなので私から補足できればと思います。ここは確かに私どもでも書いている時に、結局私

たちがここで書きたかったのはアジャイルといいますか技術革新が常にあるので、一度やったからこれで OK だということはずっとそのままやっていくのはネガティブだというイメージで書いています。例えば、水町座員から個人関連情報は含まなくていいのではないかという話がありましたが、PIA を実施する際の対象としてここに絡む情報の評価はすべきじゃないかと私は思っています。というのは例えば、つくば市の Wi-Fi の基地局に Wi-Fi を使っていないなくても、Wi-Fi をオンにすれば、Mac アドレスのようないわゆる端末 ID が記録として残ると思います。Mac アドレスが Wi-Fi の基地局に残ってしまったデータを活用すると、この人がどこの基地局にどういうタイミングで繋いでいったかというのを把握していけば、概ね行動の履歴を追えるわけです。電波の強弱によって例えばその人がどれぐらいその場所にいたか、結構捕捉できると思っています。技術革新によってもしかしたらそれが個人情報としてもう少し捉えなければいけない状況が来るかもしれないときに、やり直せるように一応こう書いて、例えばこれは別に個人を特定していないので、仮に Mac アドレス自体がオープンになってもそれは個人を特定する情報にはおそらくならないと思いますが、データがあったとして、それがある時点では OK とされていても、今後 Mac アドレスでそこまでより詳細に把握できるようになると、人があまり住んでない地域においては、おそらくこの速度で歩く人はこの人しかいないから等という情報とかけ合わせることで、その個人を特定できる状況になりうるがあった時に、いるというのが 3 番目の書きぶりというイメージでおりました。

水町座員：はい。わかりました。こちらからの意見としては 10・11 ページ目をその具体的なつくば市における PIA の実施に落として御検討いただいて、11 ページの 1 はもう毎回、開始前にやるのでいいと思いますが、2 から 7 について、どういう場面なのかというのを御検討いただきながら、考えていただけるといいのかなと思います。私からは以上です。

坂下座長：ユースケースを当てて考えないとこれはなかなか議論できないと思いますね。はい。他いかがでしょうか。

落合座員：よろしいでしょうか。

坂下座長：落合座員、お願いします。

落合座員：はい。御説明どうもありがとうございます。私からも最初に、いくつかお伺いしたいと思います。論点の案の中でPIAをどこまで行うべきなのかということでリソースとの兼ね合いというお話が書いてありましたが、今の御説明との関係でいうと10ページで、初期評価フローで二つYesになったものは、機械的に対象にしていくということでもいいのかどうかです。その中からさらに何か重要性判定をして、データの種類や人数を踏まえて全部個別には評価しないという判断要素を入れていくことを考えられているかどうかをお伺いしたいというのが一つ目です。二つ目としては、個々のサービスごとに、評価するように見えておりますが、一方でこのデータ連携基盤に蓄積して情報を連携させて使っていくと、坂下座長からも先ほどお話あったように他のサービスにも利用可能性を組み合わせしていく可能性も考えていく場合が増えていくというのがむしろスマートシティに想定されることだと思います。個別に分解したプロセスごとの検証だけでいいのか、それとも全体的なものを見直したり振り返ったりする必要というのはないかどうかを、決まっていなくてもいいかもしれませんが、最初にお伺いできればと思いました。

坂下座長：いかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：はい、こちらのフローの考え方ですけれども基本的にはデータ連携基盤をまず活用するかどうか、そのあと個人識別可能な情報を活用する事業かどうかというところを全部Yesになったものについては、PIA対象としては考えていますが、一方でやはり特定個人情報保護評価にも閾値評価あるかと思うのですけれども、何らかの一定の閾値みたいなものは、やはり設けてもいいのかなというのは考えております。ただその評価のその基

準・具体的な方法のところについて我々も検討がまだ追いついていない状況  
でして、こういった閾値にするのかについては、第3回以降の懇話会におい  
て我々としてもその具体的な案を詰めた段階で御説明できればとは考えてい  
るところです。

坂下座長：落合座員、どうですか。

落合座員：はい。ありがとうございます。一つずつということだと思います。

先ほど平山座員もおっしゃったように全数調査の対象にするということであ  
れば、何かのカテゴリーで切らないと、切れるものがなくなってしまうので、  
人員との関係などの判断基準を設けることで両方のバランスが取れないのか  
なと思いました。重要性の閾値だったり判定基準を設けていくということ  
であれば、例えば関係する人の人数であったり、データの種類、基盤自体を使  
っていくといったことがあると思います。基盤自体の信頼性を失われると一  
番大きいと思うので、その基盤自体に関わることなのかといったような点を、  
判定基準にしていって実際実施できる工数に限定があると思いますので、そ  
れを逆算しながら対象となるサービスを並べていった上で、ここで基準を切  
るとワークできるような個数になりそうだというラインを見ていって、重要  
性判定基準を作っていた方がいいと思います。この場合に、平山座員がお  
っしゃったような Mac アドレスや、それにさらに例えば携帯キャリアだとそ  
のプロファイリング情報とかを持っていたりして、仮に非個人情報だけを使  
いますという場合ですと、少し個人に関する情報が足されていくと個人情報  
に該当してくることもあるでしょうし、非個人情報ということでも、  
先ほどお話があったような、複数人で運営する移動スーパーの位置情報のよ  
うに、もうほとんど個人の行動と関係なく、あまり対象にしなくていいもの  
は、相当リスクが低いように見えますので、カテゴリーで分けても相当濃淡  
があると思います。このため、カテゴリーでは分けずに、重要性指標で切っ  
たほうがいいのかと個人的には思いました。水町座員もおそらく全部やれ

ないだろうからと御心配されておっしゃられていただいたと思っています。どういふ情報が具体的なサービスで使われているかわからないので、あるカテゴリーに入る場合は全部切ったほうがいいということは今の時点で言いがたいかとは思っておりました。

坂下座長：理論的にはそうなりますが、実際のサービスを対象に議論しないと、やはり現実味が出てこないというのを座員が出してくださっていると思います。他いかがでしょうか。落合座員：個別のサービスだけではなく全体的なものについてどう考えるかというところについてはいかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：具体的にそこまで我々も検討が追いついていないところがございますが、ただ、個別のサービスを運営する中での影響や全体での影響は両方大切な視点だとは思っています。リソースの兼ね合いと、どこまでやり切るかというところのバランスかとは思っていますので、そこも第3回までに具体的に御提示できるように準備させていただければと思います。

落合座員：はい。ありがとうございます。この辺はそういうお返事になるかなと思ったので、平山座員に GSCA の方だとこの辺どのように見られているかをお聞きしたいと思ったのですが、いかがですか。

平山座員：GSCA で様々な自治体を見ていますと、個別の PIA というのはされていますが、思っている以上にデータ連携基盤というものを活用したサービスというのは、言うほどグローバルでもそんなになのかかなと思っています。特に自治体のデータと民間のデータをかけ合わせて何かを作っていく、共創していこうという動きは、掛け声としてはありますが具体的に動いている自治体がどこかと言われると、あまり思い浮かばない現状です。先ほど少しご紹介したウェリントンも完全に接触確認アプリなのでこれも自治体のサービスですし、前回シアトルの事例で少し御紹介したシェアバイクの仕組みは民間の事例ですが、民間の方が使用に当たって市民の何か特定の情報は取らないというようなお話をさせていただいています。今のところグローバルでも

先進的な事例がまだないので確かに難しいなと思って聞いていました。ただ落合座員のお話では個別な事例がデータ連携基盤上にあって、それ自体はチェックしていても、それらを総合的に何かデータがたまっている状態で何か新しいことをやろうと思ったときに、どういうリスクがあるのかというのはどういうふうに判断するのかという話だと思うので、おそらくそのあたりというのは私どものモデルポリシーで言えばやはりチーフ・プライバシー・オフィサーのような責任者とそのチームがその構造を理解しながら、議論していくというところに行き着くのかとは思っております。ただ、事例がまだないので、あまり解像度高く回答できないというのが現状かなと思います。

落合座員：ありがとうございます。なかなか難しいですね。全体的には難しいかもしれないので用途変更がある時に、別の結合するサービスと両方見るようにするというようにも思って参りました。

平山座員：一方でプライバシーでは関係ない事例は結構あると思っていて、例えばデンマークである工場の排水や廃棄物の情報というのをデータ化していてそれを共有するようにしています。そうすると、例えばこの工場からは、アンモニアやマグネシウムを大量に捨てていると。一方である工場ではアンモニアやマグネシウムを新規に買っていたりする。そうするとそこをつなげてあげると、要はリサイクルに繋がる。そういうような協調、いわゆるデータ連携の結果としてサステナビリティが担保できたみたいな事例はある。ただ、今の話は理想的なデータ連携基盤の使い方の一つだと思いますが、プライバシー情報は何も入ってこないなので、私の理解が追い付いている範囲では、プライバシーリスクという観点で全国、世界的にも事例があまりないのかなという感じになります。

坂下座長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。確かに FIWARE 等を使って国際的に事例があるかということ、あまりない。EU の会議に出ても、実際に使っている事例は数多く報告されませんし、日本では盛り上がっている面

はあるものの、なかなか海外事例は少ないというイメージがあります。ただ先ほど藤光座員からあった安心の話と鈴木座員からあったベネフィットの話は、理念だけでは語れませんから、やはり何かユースケースを用いて議論することが次回からは大事になるだろうと思いますし、水町座員や落合座員からあった重要度や現実的にここまですることができるのかというところは、全体として今後こういうサービスが予定されてますぐらいのものは出して、閾値をどのように考えるのかという案は懇話会で議論しても良いと思います。

鈴木座員：先ほどのデータの重要性で今回考えるのは、市のサービスなので、市だけが持っている情報と民間を掛け合わせた上で、民間がそこで取るデータというのは別に、民間が責任を持って取るので良いと。市がその民間に対して市しか取れないような情報を提供する場合を考えた時のデータ漏洩のリスクというのを頭の中でシミュレーションしてみました。この辺は専門の方に聞きたいのですが、3回ぐらいシミュレーションしてみたら3つぐらいにしか分けられないのではないかということに気付きました。一つ目が精神的苦痛、二つ目が身体的危険、三つ目が経済的損失。損害保険・生命保険と合わせてみたり、データ漏洩のリスクで考えてみたりした時に、例えば住所が知れてしまうのは、変な手紙が来るといった精神的苦痛よりも、ストーカーに場所がわかってしまうとか、障害者の情報も生命の危険があるからそれは危険だということを考えていくと、実はこの三本ぐらいなのではないかと思っています。私はレベル分けがしたいと思っている。例えば、そのレベルが身体的危険レベル1、精神的苦痛レベル1、経済的損失レベル1であれば、どんどん共有していいとなった方が良いとすると、何かそういうリスクというのも、何か端的に言うと本当に精神・肉体・経済とシミュレーションをまわしてみたのですが、何かそういう分け等ないのでしょうか。

平山座員：今の私の知る限りはないですね。リスクの結果の実際の影響という

ことですよ。

鈴木座員：使う側としては気にするのは実はそのぐらいだけれど、それが非常に大事というか。例えば、私自身が自分で判断できると考えてやっておりますが、子どもが何かやりたいと無神経にいきなり言ったときに考えるのは概ねこの三つだなど。要するに身体的危険はないか、いきなり経済的損失はないか、お金も体も大丈夫だけど嫌な気持ちにならないかどうかということ。他にリスクどんなのがあるのか。世の中にはデータ漏洩における嫌なことリストみたいなものをまとめてくれる人がいるのではないかなど。

落合座員：今鈴木座員がおっしゃられた点について、必ずしも個人情報ではないのですが、経産省で本人確認のガイドラインを検討した時にオンラインサービスの身元確認手法の整理に関する検討報告というものが出ていまして、後にさらに IPA や Open ID Foundation 等でも検討して更新をしています。リスクはどういうものがありますかと言った時に大体、鈴木座員がおっしゃったような情報と、お金と、人というのが生命又は身体で、あとは物というものがあるという話にはなったことがありました。実体的なリスクとしてどうかを見た時にこういう分け方はあるのではないかというので、議論したことはありました。一つの分け方としては、おっしゃっていただいたのに少し物損を加えたようなものを作ったことがあったと思いました。

鈴木座員：ありがとうございます。今の表、私の中でとてもしっくりきていて、私はおそらく金と物を一体にして財産という表現を使ったので、非常に近いなと思いました。全部網羅するのは難しいかもしれませんが、そういうのを例として、「この情報がいったとしても身体的危険が生じる率は極めて低いということがわかる」、「この情報が漏洩すると経済的な損失に直結する」、「この情報の漏洩はあなたの精神的な苦痛に繋がる可能性が高い」というような説明の仕方であると私としては市民にとってもわかりやすいなと思いました。ありがとうございます。

落合座員：ありがとうございます。あとおそらく情報漏洩の中でも、最近ですと一番重要な点については、差別に繋がるかどうかということはあるかと思っておりますので、要配慮個人情報に限らなくても差別されそうな情報という意味ではお金と比較しない方がいいような、かなり人生がかかるような場合もあると思います。

鈴木座員：重篤な精神的苦痛ですね。

水町座員：今おっしゃったのは裁判になったら損害額の賠償算定というところで出てくるようなお話かと思っております。そこは JIPDEC でも行っていると思うのですが、漏えい時の影響度判定をプライバシーマーク（Pマーク）の方でやっているのが参考になると思うのですが、難しい点が、住所がストーカーや DV だと生命の危機になるときもある。ただ、ストーカーや DV がなければ生命の危機は通常はないなど、コンテキストによって、住所という一要素がどうなるのかというのは評価が極めて難しい。性別も性同一性障害の方にとってみたら非常にプライバシーが高いと思っておりますけれども、私だったら顔を見ればわかる、公開情報に近い。人によって違い、状況によって違うなどいろいろありうるので、例えば性別を何点にしますか、危険度を何点にしますかというのは、その人の置かれている状況によって違うので、そこを性同一性障害の方にとっては MAX だからみんなも MAX にしましょうとすると、「でも女性だとわかるだけだからな」と思う人もいてなかなか基準が難しい。そういうことはないとは思いますが、例えば漏洩だけでなくて職員の不正利用や目的外利用や権限外の参照など、様々なプライバシーリスク、漏洩以外でも評価されないといけないということは言えるかと思っております。以上です。

坂下座長：ありがとうございます。Pマークの話が出ましたが、Pマークは精神的・身体的・経済的で見えています。ただこれは漏れたデータ属性でみているのではなくて、「サービスで取得している個人情報としてみた場合に」という考え方です。サービスに必要な情報を取っていて漏れた場合はPマ

ーク停止という話になる。一般的には事業に必要な個人情報を取るの、例えば精神的なもので過去の例だと、クリニックから3サイズが漏洩したという事例がありまして、これは精神的な苦痛が発生するだろうということで処理をしまして、経済的なものが最も多くて、クレジットカード番号とかの漏洩はこれに当たります。これもサービスを照らして議論していかないと何が中央値になるかはわからないと。

落合座員：今の点ですけれども、サービスが入ると物や身体にかかる場合がただのデータだけ見ている場合より多くなる可能性があるのかなと思います。そこは場合によっては漏洩だけではなくて、誤情報の提供、例えばアレルギー情報を間違えて提供してしまってアレルギーのある食品を食べさせてしまいましたとなると非常によろしくない場合もあると思います。精神的な側面など金銭ではない場合や、身体性があるような部分に対するリスクはスマートシティの場合はよりしっかりみていかないといけないと思います。

坂下座長：ありがとうございます。他に御意見ございますか。

鈴木座員：今なぜそういう発想に至ったかという、前回少しお話したように、生命に重篤なリスクがあるものはちゃんと特定管理せよということでクラス4、もし誤作動があったとしても生命のリスクが非常に少ないものがクラス1までで分けられていて、それぞれに対して管理レベルも違うし、それぞれに対してやらなければいけないことも指数関数的には上がっていくというような形で、普段使っているものもそれと一致しないこともあります、それでも管理方法としたら結構いいなと思います。全部レベル4にしてしまうとせっかくのデータ連携基盤をうまく活用できないのではないかと頭もありまして、むしろ前提は4で考えますが、レベル1、2ができるものはないかなというように感じでお話させていただきました。

坂下座長：ありがとうございます。他よろしいでしょうか。では時間も押している、最後ですが今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

[資料4について事務局から説明]

坂下座長：ありがとうございます。何か御質問はございますか。次回実際の評価を議論するということですので、海外事例もいいですが、ぜひつくば市において考えているユースケースを出していただいて議論すると良いと思います。また、鯉沼座員から御意見のあったように、データ連携基盤を委託でやるのか、自らで作るか、誰かのものを利用するかによって、そのリスクの管理もあるので、その部分もしお考えがあれば第3回で出していただければと思います。

鈴木座員：市のサービスなので、市で想定される情報のリストがあれば嬉しいです。こういうのがありますと出すのは悪いことではないと思うので、こういうのが使われる可能性があるリストとして、具体的にわかりやすいので、準備をお願いできればと思います。

坂下座長：議論する上では、全部フルセットじゃなくてもいいですものね。他によろしいでしょうか。それでは本日予定しておりました案件は全て終了しました。もしこのあと御意見があるようでしたら事務局までメールでお知らせください。進行を事務局に戻します。

事務局（前島課長）：活発な御議論いただきましてありがとうございました。先ほどスケジュールの確認をさせていただきましたけども第3回の懇話会は9月ごろの開催を予定しています。後日事務局から皆様に御予定をお伺いしますのでよろしくお願いたします。それから御意見・御質問・御提案がございましたら事務局までメール又は電話でいただければと思います。それでは以上で第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を閉会といたします。皆様お忙しいところ、ありがとうございました。

## 第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会

日時：令和5年(2023年)5月25日(木曜日)13時～15時  
場所：つくば市役所2階 職員研修室(オンライン併用)

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について

(2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて

#### 3 その他

今後のスケジュールについて

#### 4 閉会

#### ○配布資料

資料1 他市事例(加賀市、加古川市)

資料2 つくば市のプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて

資料3 データ連携基盤の概要資料

資料4 今後のスケジュールについて

#### <座員御提供資料>

- ・姫路市・西宮市の事例(水町座員提供資料①、②、③)
- ・モデルポリシー(平山座員提供資料)
- ・坂下座長提供資料

‡

PIA

- ¥ Ñ ¢ | d x ¢ 2021 PIA JIS

W J Á É \ q O -

• z Ú E / ¢ W x - .

- E n ¢ JIS v n j PIA y ð - • r u ) &

\* & v ð -

- E { " ¢ PIA

° Ê œ y Å - ½ È = ± v U \ - Ú E

/ ¢ | ± ñ Õ ç ç ñ • | › i Ú y ò L • ² C 2 Ç

Ú Ñ 0	PIA 2 Ç		ð - ç F	PIA y ð - ± ñ ¹ Õ Æ
	ì ,	¼ 2		
			2018 5	
	J-Storage		2019 1	
			2022 11	JISX9251(ISO/IEC29134)  PIA
			2023 3	AI

































































































































































































































































































